

(別紙3)

群馬県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動))

第1. 地域活動指針及び同指針に基づく要件

活動項目		取組	活動要件
	施設区分		
実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。また、都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。
		62 水路の更新等	
		102 環境水路の補修等	
		103 貯水槽の補修	
		104 水路法面の補修	
		105 柵の設置	
		106 沈砂池の設置	
		107 水路蓋の設置	
	108 管理用地の舗装		
	農道	63 農道の補修	
		64 農道の更新等	
		109 待避所の設置	
		110 隅切り部の拡幅	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池(附帯施設)の更新等	
		108 管理用地の舗装	
		111 ため池の浚渫	
	農地	112 畦畔撤去、簡易整地	
		113 暗渠排水の補修等	
		114 給水栓等の補修等	
		115 進入路の補修等	
116 鳥獣害対策施設の補修等			
118 安全対策の実施			

第2. 取組の説明

【水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動】

6 1 水路の補修

(1) 水路本体

水路の破損部分の補修

・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

水路の老朽化部分の補修

・目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

水路側壁の嵩上げ

・水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

U字フリューム等既設水路の再布設

・水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

(2) 附帯施設

ゲート、ポンプの補修

・ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

安全施設の補修

・水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

6 2 水路の更新等

(1) 水路本体

素堀り水路からコンクリート水路への更新

・水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

水路の更新

・水路の一部区間及び全区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

(2) 附帯施設

ゲート、ポンプの更新

・老朽化等により配水機能に支障が生じている場合、ゲート、ポンプの更新、設置等の対策を行うこと。

安全施設の設置

・水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止、活動の事故防止等のために、新た

に安全施設を設置することによる対策を行うこと。

102 環境水路の補修等

- 石張り水路などの自然環境型の施設の補修、設置
 - ・農村景観やホタルなどの生きものの生息などに配慮した石張り水路などを補修、設置等を行うこと。

103 貯水槽の補修等

- 貯水槽の補修
 - ・貯水槽の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

104 水路法面の補修

- 水路法面の補修
 - ・崩壊や侵食などにより、水路に影響を及ぼす箇所の補修等の対策を行うこと。

105 柵の設置

- 集水柵、分水柵の設置
 - ・適正な水管理のため、集水柵、分水柵を新たに設置すること。

106 沈砂池の設置

- 沈砂池の設置
 - ・ほ場から表土が流出し用排水路や農道の機能に支障を来している場合、新たに沈砂池を設置することによる対策を行うこと。

107 水路蓋の設置

- 水路蓋の設置
 - ・土砂、落葉、雪等の水路内への流入により、水路を閉塞し越流し水路法面の破損、水路本体に影響を与える箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。（土砂の流入防止）

108 管理用地の舗装

- 調整池の管理用地の舗装
 - ・調整池の管理用地が未舗装であるため、調整池の維持管理等に支障が生じている場合、舗装することによる対策を行うこと。

【農道に関する対象活動】

63 農道の補修

(1) 農道本体

- 農道路肩、農道法面の補修

・農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

舗装の打換え（一部）

・老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、輪だち、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

(2) 附帯施設

農道側溝の補修

・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

64 農道の更新等

(1) 農道本体

未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

・未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

(2) 附帯施設

側溝蓋の設置

・農道において、側溝に蓋がないために車輦通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

土側溝をコンクリート側溝に更新

・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

109 待避所の設置

待避所の設置

・ほ場内の狭小な耕作道路などにおいて、車両のすれ違いに支障を来している場合、新たに待避所を設置するなどの対策を行うこと。

110 隅切り部の拡幅

交差点隅切り部の拡幅

・ほ場内の狭小な耕作道路などが交差する場所における車両の方向転換が困難な場合、交差点付近を拡幅するなどの対策を行うこと。

【ため池に関する対象活動】

6 5 ため池の補修

(1) ため池本体

洗堀箇所の補修

・ため池において、堤体や周辺岸が洗堀等により崩壊している場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

漏水箇所の補修

・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

(2) 附帯施設

取水施設の補修

・ため池の縦樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

洪水吐の補修

・ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

安全施設の補修

・転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

6 5 ため池（附帯施設）の更新等

(1) 附帯施設

ゲート、バルブの更新

・老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

安全施設の設置

・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止、活動の事故防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

1 0 8 管理用地の舗装

ため池の管理用地の舗装

・ため池の管理用地が未舗装であるため、ため池の維持管理等に支障が生じている場合、舗装することによる対策を行うこと。

1 1 1 ため池の浚渫

ため池の浚渫

・土砂等の堆積により貯水機能に障害が生じている場合、土砂等の浚渫を行うこと。ただし、浚渫した土砂等を適正に処理することが可能な場合に限る。

【農地に関する対象活動】

112 畦畔撤去、簡易整地

畦畔の撤去及び簡易整地

- ・大区画化による作業効率の向上や耕作放棄地発生防止のために、狭小な区画の畦畔撤去や簡易整地を行う等の対策を行うこと。

113 暗渠排水の補修等

暗渠排水等の補修、設置

- ・排水不良による湿害等を防止するために設置されている暗渠排水管等の補修、設置等の対策を行うこと。

114 給水栓等の補修等

給水栓等の補修、設置

- ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓、落水口、スプリンクラー等の補修、更新や、作物の転換等により必要となった給水栓、スプリンクラー等を新たに設置すること。

115 進入路の補修等

進入路の補修、設置

- ・進入路の路面の浸食、凹凸、破損などが見られる場合、敷砂利や舗装等の補修、設置等によりの対策を行うこと。

116 鳥獣害対策施設の補修等

鳥獣害対策施設の補修

- ・鳥獣害防護柵の形状の劣化、破損などが見られる場合、補修等の対策を行うこと。

鳥獣害対策施設の設置

- ・鳥獣被害防止のため、防護柵の設置や更新等の対策を行うこと。

118 安全対策の実施

安全対策の実施

- ・活動時の安全を確保するため、法面への小段や看板の補修、設置等、危険が予想される箇所へ対策を行うこと。